

社会保障 3. 医療・福祉サービス改革

K P I 第 2 階層	K P I 第 1 階層	工 程（取組・所管府省、実施時期）	21	22	23
—	—	5 2. 調剤報酬の在り方について検討 a. 地域におけるかかりつけ機能に応じた適切な評価を進めるとともに、調剤料などの技術料を含めた対物業務から対人業務への構造的な転換を推進するための所要の評価の重点化と適正化を行う観点から実施した、2020年度診療報酬改定における見直しに基づき、取組を推進しつつ、効果の検証を行う。《厚生労働省》	→		
—	—	5 3. 適正な処方について検討 i. 高齢者への多剤投与対策の検討 a. 2020年度に作成されたポリファーマシー対策導入のための業務手順書等をより実践的なものとするため、課題を検証する。《厚生労働省》	→		
—	—	5 3. 適正な処方について検討 ii. 生活習慣病治療薬について費用面も含めた処方の在り方の検討 a. 生活習慣病治療薬の費用面も含めた適正な処方の在り方について、2020年度診療報酬改定における見直しに基づき、取組を推進しつつ、効果の検証を行う。《厚生労働省》	→		

社会保障 3. 医療・福祉サービス改革

K P I 第 2 階層	K P I 第 1 階層	工 程（取組・所管府省、実施時期）	21	22	23
<p>—</p>	<p>—</p>	<p>55. 医療技術評価の在り方について調査・研究・検討を推進するとともに、そのための人材育成・データ集積・分析を推進</p> <p>a. 引き続き、費用対効果評価を効果的・効率的に実施することができるよう、研究等を継続するとともに、人材の育成を推進。《厚生労働省》</p>			
<p>○大病院受診者のうち紹介状なしで受診したものの割合【2020年度までに400床以上の病院で40%以下】（400床以上の病院における紹介状なし初診患者数/400床以上の病院の初診患者数。診療報酬改定結果検証調査）</p> <p>○重複投薬・相互作用等防止に係る調剤報酬の算定件数【2021年度までに2017年度と比べて20%増加】</p> <p>○地域包括ケアシステムにおいて過去1年間に平均月1回以上医師等と連携して在宅業務を実施している薬局数【2022年度までに60%】 （地域包括ケアシステムにおいて過去1年間に平均月1回以上医師等と連携して在宅業務を実施している薬局数/薬局数（薬局機能情報提供制度による（回答率100%））</p>	<p>○「患者のための薬局ビジョン」において示すかかりつけ薬剤師としての役割を發揮できる薬剤師を配置している薬局数【2022年度までに60%】 （「患者のための薬局ビジョン」において示すかかりつけ薬剤師としての役割を發揮できる薬剤師を配置している薬局数/薬局数（薬局機能情報提供制度による（回答率100%））</p> <p>○各都道府県の、一人の患者が同一期間に3つ以上の医療機関から同じ成分の処方を受けている件数【見える化】</p> <p>○調剤報酬における在宅患者訪問薬剤管理指導料、介護報酬における居宅療養管理指導費、介護予防居宅療養管理指導費の算定件数【2021年度までに2017年度と比べて40%増加】</p>	<p>56. かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬剤師の普及</p> <p>a. 病院・診療所の機能分化・機能連携等を推進しつつ、かかりつけ機能の在り方を踏まえながら、かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬剤師の普及を進める。《厚生労働省》</p>			

高齢化や現役世代の急減という人口構造の変化の中でも、国民皆保険を持続可能な制度としていくため、勤労世代の高齢者医療への負担状況にも配慮しつつ、必要な保険給付をできるだけ効率的に提供しながら、自助、共助、公助の範囲についても見直しを図る。

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）	21	22	23
-	-	57. 高齢者医療制度や介護制度において、所得のみならず資産の保有状況を適切に評価しつつ、「能力」に応じた負担の検討 a. マイナンバーの導入等の金融資産の把握に向けた取組を踏まえつつ、医療保険における負担への金融資産等の保有状況の反映の在り方について、2020年の関係審議会のとりまとめを踏まえ検討課題の整理を行うなど関係審議会等において、預金口座へのマイナンバー付番の状況を見つつ、引き続き検討。 b. 2019年度の関係審議会における審議結果を踏まえ、介護保険の補足給付の見直しについて、必要な周知広報を行いつつ、施行。《厚生労働省》	→		
-	-	58. 団塊世代が後期高齢者入りするまでに、後期高齢者の窓口負担について検討 a. 全世代型社会保障改革の方針（令和2年12月15日閣議決定）を踏まえ、課税所得28万円以上かつ年収200万円以上（単身世帯の場合。複数世帯の場合は、後期高齢者の年収合計が320万円以上）の方に限って、窓口負担割合を2割とすること等とし、2021年の通常国会に必要な法案の提出を図る。《厚生労働省》	→		→
-	-	59. 薬剤自己負担の引上げについて幅広い観点から関係審議会において検討し、その結果に基づき必要な措置を講ずる a. 2020年の関係審議会のとりまとめを踏まえ、医療資源の効率的な活用を図る観点から、薬剤給付の適正化に向けて、保険者の上手な医療のかかり方及びセルフメディケーションの推進策の具体化について関係審議会において早期の結論を得べく引き続き検討するとともに、その他の措置についても検討。《厚生労働省》	→		
-	-	60. 外来受診時等の定額負担の導入を検討 a. 全世代型社会保障検討会議や関係審議会等の議論を踏まえ、医療機関が都道府県に外来機能を報告する制度を創設し、地域の実情に応じて、紹介患者への外来を基本とする医療機関を明確化するための法制上の措置を講じる。 b. 上記を踏まえ、紹介状なしの大病院受診時定額負担に関して、当該医療機関のうち一般病床200床以上の病院にも対象を拡大し、保険給付の範囲から一定額を控除し、それと同額以上の定額負担を追加的に求めること等について、中央社会保険医療協議会で具体的に検討する。また、その結果に基づき、必要な措置を講ずる。《厚生労働省》	→	→	

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）	21	22	23
—	—	<p>6 1. 医療費について保険給付率（保険料・公費負担）と患者負担率のバランス等を定期的に見える化しつつ、診療報酬とともに保険料・公費負担、患者負担について総合的な対応を検討</p> <p>a. 医療費の財源構造、医療保険制度の比較、実効給付率の推移と要因分析、生涯医療費の分析内容を含む資料について、わかりやすさを重視したうえで、年1回関係審議会において報告するとともに、ホームページ上で公表する。《厚生労働省》</p>	→		
—	—	<p>6 2. 介護のケアプラン作成に関する給付の在り方について検討。</p> <p>a. 2019年度の関係審議会における審議結果を踏まえ、利用者負担の導入について、第9期介護保険事業計画期間に向けて、関係審議会等において結論を得るべく引き続き検討。《厚生労働省》</p>	→		
—	—	<p>6 3. 介護の多床室室料に関する給付の在り方について検討</p> <p>a. 2019年度の関係審議会における審議結果を踏まえ、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設の機能等を考慮しながら、負担の公平性の関係から、多床室の室料負担の見直しについて、第9期介護保険計画期間に向けて、関係審議会等において結論を得るべく引き続き検討。《厚生労働省》</p>	→		
—	—	<p>6 4. 介護の軽度者への生活援助サービス・福祉用具貸与に関する給付の在り方等について検討</p> <p>a. 介護の軽度者への生活援助サービス等の地域支援事業への移行を含めた方策について、2019年度の関係審議会における審議結果を踏まえ、第9期介護保険事業計画期間に向けて、関係審議会等において結論を得るべく引き続き検討。</p> <p>b. 地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業の上限制度の運用の在り方について、速やかに必要な対応を検討。</p> <p>c. 福祉用具貸与の在り方について、要介護度に関係なく給付対象となっている廉価な品目について、貸与ではなく販売とするなど、2020年度の関係審議会における審議結果を踏まえ、速やかに必要な対応を検討。《厚生労働省》</p>	→	→	→

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）	21	22	23
—	—	<p>65. 医療・介護における「現役並み所得」の判断基準の見直しを検討</p> <p>a. 医療における「現役並み所得」の判断基準の見直しについて、現役との均衡の観点から、2020年の関係審議会のとりまとめを踏まえ関係審議会等において、判断基準や基準額の見直しに伴い現役世代の負担が増加することに留意しつつ、引き続き検討。</p> <p>b. 現役との均衡の観点から介護保険における「現役並み所得」（利用者負担割合を3割とする所得基準）等の判断基準の見直しについては、2019年度の関係審議会における審議結果も踏まえ、利用者への影響等を考慮しながら、第9期介護保険事業計画期間に向けて、関係審議会等において結論を得るべく引き続き検討。《厚生労働省》</p>	→	→	
—	—	<p>66. 新規医薬品や医療技術の保険収載等に際して、費用対効果や財政影響などの経済性評価や保険外併用療養の活用などを検討</p> <p>a. 医薬品や医療技術の保険収載の判断等に当たり費用対効果や財政影響などの経済性評価を活用し、保険対象外の医薬品等に係る保険外併用療養を柔軟に活用・拡大することについて、関係審議会等において、事例の集積、影響の検証、現行制度に係る課題を整理する必要があるとされたことを踏まえ、関係審議会等において早期の結論を得るべく引き続き検討。《厚生労働省》</p>	→		

社会保障 5. 再生計画の改革工程表の全44項目の着実な推進

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）	21	22	23
—	—	③ 医療・介護を通じた居住に係る費用負担の公平化の検討			
○在宅サービスのサービス量進捗状況【2020年度までに100%】 （第7期介護保険事業計画の実績値／第7期介護保険事業計画の計画値。介護保険事業状況報告）	○地域包括ケアシステム構築のために必要な介護インフラに係る第7期介護保険事業計画のサービスの見込み量に対する進捗状況（小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護）【2020年度までに100%】（第7期介護保険事業計画の実績値／第7期介護保険事業計画の計画値。） ○在宅患者訪問診療件数【2017年医療施設調査からの増加】 ○在宅医療・介護連携推進事業、認知症総合支援事業、生活支援体制整備事業の実施保険者【2020年度以降100%を維持】（実施保険者／全保険者。地域支援事業交付金実績報告、認知症総合支援事業等実施状況調べ等）	⑦ 在宅や介護施設等における看取りも含めて対応できる地域包括ケアシステムを構築 a. 第8期介護保険事業（支援）計画（2021～2023年度）に基づき、推進。《厚生労働省》 b. 第7次医療計画（2018～2023年度）に基づき、推進。《厚生労働省》			
—	—	⑩ 看護を含む医療関係職種の質評価・質向上や役割分担の見直しを検討 a. 特定行為研修制度を着実に実施するとともに、地域医療介護総合確保基金に基づく新人看護職員研修をはじめとする研修を推進。《厚生労働省》			
—	—	⑪ 都道府県の行う病床再編や地域差是正の努力を支援するための取組 i 地域医療介護総合確保基金について、改革に取り組む都道府県を重点的に支援する観点から、新型コロナウイルス感染症への対応状況に十分配慮した上で、取組の進捗状況を踏まえたメリハリある配分を実施する。 a. 2021年度中に消費税財源による「医療・介護の充実」とするための法案を提出し、これに基づき病床機能の再編支援を実施する。《厚生労働省》			
—	—	⑬ 国民健康保険において、保険者努力支援制度の趣旨を現行制度に前倒しで反映			

社会保障 5. 再生計画の改革工程表の全44項目の着実な推進

KPI第2階層	KPI第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）	21	22	23
<p>○年間新規透析患者数【2028年度までに35,000人以下に減少】</p> <p>○糖尿病有病者の増加の抑制【2022年度までに1,000万人以下】</p> <p>○メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の数【2022年度までに2008年度と比べて25%減少】</p>	<p>○好事例（の要素）を反映したデータヘルスの取組を行う保険者【100%】（好事例を反映したデータヘルスの取組を行う保険者数／データヘルス計画策定の保険者数 保険者データヘルス全数調査（回答率96.6%））</p> <p>○データヘルスに対応する健診機関（民間事業者も含む）を活用する保険者【データヘルス計画策定の保険者において100%】（データヘルスに対応する健診機関を活用している保険者数／データヘルス計画を策定の保険者数 保険者データヘルス全数調査（回答率96.6%））</p> <p>○健康維持率、生活習慣病の重症疾患の発症率、服薬管理率等の加入者の特性に応じた指標によりデータヘルスの進捗管理を行う保険者【データヘルス計画策定の保険者において100%】（加入者の特性に応じた指標によりデータヘルスの進捗管理を行う保険者数／データヘルス計画を策定の保険者数 保険者データヘルス全数調査（回答率96.6%））</p> <p>○健康保険組合等保険者と連携して健康経営に取り組む企業数【2020年度までに500社以上】</p> <p>○協会けんぽ等保険者のサポートを得て健康宣言等に取り組む企業数2020年度までに3万社以上】</p> <p>○保険者からの推薦等一定の基準を満たすヘルスケア事業者数【2020年度までに100社以上】</p>	<p>⑳ 医療関係職種の活躍促進、民間事業者による地域包括ケアを支える生活関連サービスの供給促進等</p> <p>i 障壁となっている規制がないか検証し必要な対応を検討・実施</p> <p>a. 関係者のニーズ等に基づきグレーゾーン解消制度の活用を含め柔軟に対応。《厚生労働省》</p> <p>ii 事業運営の効率化等に関する民間事業者の知見や資金の活用を促進</p> <p>a. 「地域包括ケアシステム構築に向けた公的介護保険外サービスの参考事例集」に加え、「地方自治体における地域包括ケアシステム構築に向けた『保険外サービス』の活用に関するポイント集・事例集」や「QOLを高める保険外（自費）サービス活用促進ガイド」を活用し、保険外サービスの活用について周知を推進。《厚生労働省》</p> <p>b. 介護サービス情報公表システムの活用等により、ケアマネジャーや高齢者等に対し情報提供を推進する取組を支援。《厚生労働省》</p>			
<p>○終了した研究に基づき発表された成果数（論文、学会発表、特許の件数など）【前年度と同水準】</p>	<p>○「事前評価委員会」による学術的・行政的観点に基づく評価 採択と、「中間・事後評価委員会」による研究成果の検証及び採択に基づく、採択課題の継続率【2022年度に100%】</p>	<p>㉓ マイナンバー制度のインフラ等を活用した取組</p> <p>iii 医療等分野における研究開発の促進</p> <p>a. 医療等分野のデータを利活用した研究開発を促進《厚生労働省》</p>			
<p>—</p>	<p>—</p>	<p>㉔ 世代間・世代内での負担の公平を図り、負担能力に応じた負担を求める観点からの検討</p> <p>i 高額療養費制度の在り方</p> <p>iii 高額介護サービス費制度の在り方</p> <p>高額介護サービス費制度の見直しを2017年8月から実施。</p> <p>iv 介護保険における利用者負担の在り方</p> <p>利用者負担割合について、2割負担者のうち特に所得の高い層の負担を3割とする見直しを2018年8月から実施。</p>			

社会保障 5. 再生計画の改革工程表の全44項目の着実な推進

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工 程（取組・所管府省、実施時期）	21	22	23
—	—	②⑤ 現役被用者の報酬水準に応じた保険料負担の公平を図るための検討 i 介護納付金の総報酬割 介護納付金の総報酬割について、2017年度から段階的に実施。 ii その他の課題 a. 現役被用者の報酬水準に応じた保険料負担の公平を図るためのその他の課題について、関係審議会等において検討。《厚生労働省》	→		
—	—	②⑦ 公的保険給付の範囲や内容について適正化し、保険料負担の上昇等を抑制するための検討 v 不適切な給付の防止の在り方について検討			
○200床以上の病院における単品単価取引が行われた医薬品のシェア【2020年度までに100%】 （単品単価契約額／総販売額。5卸売事業者へのアンケート結果） ○調剤薬局チェーン（20店舗以上）における単品単価取引が行われた医薬品のシェア【2020年度までに100%】 （単品単価契約額／総販売額。5卸事業者へのアンケート結果） ○医療用医薬品の取引価格の妥結率【見える化】	○医薬品のバーコード（販売包装単位及び元梱包装単位の有効期限、製造番号等）の表示率【2020年度までに100%】	③④ 適切な市場価格の形成に向けた医薬品の流通改善 a. 「医療用医薬品の流通改善に向けて流通関係者が遵守すべきガイドライン（2018年1月）に基づき、流通改善に取り組むとともに、当該懇談会において定期的に進捗状況を把握し、改善に向けた取組を推進。《厚生労働省》	→		
—	—	③⑤ 医療機器の流通改善及び保険償還価格の適正化を検討 a. 医療機器の流通に関して関係団体との協議を踏まえ、関係団体及び個別企業への調査結果を踏まえ、改善が必要とされる問題点を整理し、対応策を検討。医療機器のコード化の進捗状況を定期的に把握する等、改善に向けた取組を推進。《厚生労働省》	→		

社会保障 5. 再生計画の改革工程表の全44項目の着実な推進

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）	21	22	23
<p>○重複投薬・相互作用等防止に係る調剤報酬の算定件数【2021年度までに2017年度と比べて20%増加】</p> <p>○地域包括ケアシステムにおいて過去1年間に平均月1回以上医師等と連携して在宅業務を実施している薬局数【2022年度までに60%】（地域包括ケアシステムにおいて過去1年間に平均月1回以上医師等と連携して在宅業務を実施している薬局数/薬局数（薬局機能情報提供制度による（回答率100%））</p>	<p>○「患者のための薬局ビジョン」において示すかかりつけ薬剤師としての役割を發揮できる薬剤師を配置している薬局数【2022年度までに60%】（「患者のための薬局ビジョン」において示すかかりつけ薬剤師としての役割を發揮できる薬剤師を配置している薬局数/薬局数（薬局機能情報提供制度による（回答率100%））</p> <p>○各都道府県の、一人の患者が同一期間に3つ以上の医療機関から同じ成分の処方を受けている件数【見える化】</p> <p>○調剤報酬における在宅患者訪問薬剤管理指導料、介護報酬における居宅療養管理指導費、介護予防居宅療養管理指導費の算定件数【2021年度までに2017年度と比べて40%増加】</p>	<p>③⑥ かかりつけ薬局推進のための薬局全体の改革の検討、薬剤師による効果的な投薬・残薬管理や地域包括ケアへの参画を目指す</p> <p>a. 服薬情報の一元的・継続的な把握等を行うかかりつけ薬剤師・薬局を推進。《厚生労働省》</p> <p>b. 各都道府県等の先進・優良事例の周知。《厚生労働省》</p>	→	→	
—	—	<p>③⑧ 診療報酬改定における前回改定の結果・保険医療費への影響の検証の実施とその結果の反映及び改定水準や内容に係る国民への分かりやすい形での説明</p> <p>a. 診療報酬改定の内容に係る分かりやすい周知方法について、引き続き検討。《厚生労働省》</p>	→		
—	—	<p>③⑨ 社会保障改革プログラム法等に基づく年金関係の検討</p> <p>i マクロ経済スライドの在り方</p> <p>a. 名目手取り賃金変動率がマイナスで、かつ名目手取り賃金変動率が物価変動率を下回る場合には、名目手取り賃金変動率にあわせて年金額を改定するルールが2021年4月に施行されることとされており、該当する場合には当該ルールに沿って対応するとともに、マクロ経済スライドの仕組みの在り方について、令和2年改正法の検討規定に基づき、今後の検討課題について検討を行う。</p> <p>iv 高所得者の年金給付の在り方を含めた年金制度の所得再分配機能の在り方及び公的年金等控除を含めた年金課税の在り方の見直し</p> <p>a. 年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和2年法律第40号）が2020年5月に成立したところであり、その円滑な施行に向けた準備、周知、広報に努めるとともに、公的年金制度の所得再分配機能の強化について、同法の検討規定、附帯決議に基づき、検討を加える。《厚生労働省》</p> <p>b. 個人所得課税について、総合的かつ一体的に税負担構造を見直す観点から、今後、政府税制調査会において、論点を整理しつつ、議論。《財務省》</p>	→	→	→

社会保障 5. 再生計画の改革工程表の全44項目の着実な推進

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）	21	22	23
<p>○就労支援事業等に参加した者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合【2021年度までに50%】 （就労した者及び就労による収入が増加した者の数/就労支援事業等の参加者数）</p> <p>○「その他の世帯」の就労率（就労者のいる世帯の割合）【2021年度までに45%】 （「その他の世帯」のうち就労者のいる世帯数/「その他の世帯」数）</p> <p>○就労支援事業等を通じた脱却率【見える化】</p> <p>○就労支援事業等の参加者の就労・増収率についての自治体ごとの状況【見える化】</p> <p>○「その他の世帯」の就労率等の自治体ごとの状況【見える化】</p> <p>○生活保護受給者の後発医薬品の使用割合【毎年度80%】 （医療扶助における後発医薬品の数量/医療扶助における薬剤数量の総数）</p> <p>○頻回受診者に対する適正受診指導による改善者数割合【2021年度において2017年度比2割以上の改善】</p> <p>○生活保護受給者一人当たり医療扶助の地域差【見える化】</p> <p>○後発医薬品の使用割合の地域差【見える化】</p>	<p>○就労支援事業等に参加可能な者の事業参加率【2021年度までに65%】 （就労支援事業等の参加者数/就労支援事業等の参加可能者数）</p> <p>○就労支援事業等に参加可能な者の事業参加率の自治体ごとの状況【見える化】</p> <p>○医療扶助の適正化に向けた自治体における後発医薬品使用促進計画の策定率【毎年度100%】 （後発医薬品使用促進計画を策定している自治体数/全自治体数）</p> <p>○頻回受診対策を実施する自治体【毎年度100%】 （頻回受診対策を実施する自治体/全自治体数）</p>	<p>④ 就労支援を通じた保護脱却の推進のためのインセンティブ付けの検討など自立支援に十分取り組む</p> <p>a. 生活保護からの就労・増収等を通じた脱却を促進するため、就労支援を着実に実施しつつ、各種制度について、効率的かつ効果的なものとなるよう、就労意欲の向上の観点等を踏まえて不断に見直し、生活保護制度の適正化を推進。就労支援事業等の既存事業の積極的な活用を促す。 <厚生労働省></p>	→		
		<p>④ 生活保護の適用ルールの確実かつ適正な運用、医療扶助をはじめとする生活保護制度の更なる適正化</p> <p>a. 頻回受診等に係る適正受診指導の徹底、生活保護受給者に対する健康管理支援の実施等により、医療扶助の適正化を推進。また、生活保護受給者の頻回受診対策については、現在開催している「医療扶助に関する検討会」の議論や2021年度までの実績等を踏まえ、該当要件についての検討を2022年度中に行う。また、その他医療扶助における適正化について、医療費適正化計画の医療費に医療扶助も含まれることを踏まえ他制度における取組事例も参考に推進しつつ、中期的に医療扶助のガバナンス強化に向け、EBPMの観点も踏まえて検討を行う。<厚生労働省></p> <p>b. 生活保護受給者が通院・入院する割合が高い病院・診療所について2021年度中に調査を行う。<厚生労働省></p> <p>c. マイナンバーカードを用いた、医療扶助のオンライン資格確認については、「デジタル・ガバメント実行計画」や「医療扶助に関する検討会」の議論を踏まえ、令和5年度中の実施に向け所要の措置を講ずる。<厚生労働省></p> <p>d. 生活保護からの就労・増収等を通じた脱却を促進するため、就労支援を着実に実施しつつ、各種制度について、効率的かつ効果的なものとなるよう、就労意欲の向上の観点等を踏まえて不断に見直し、生活保護制度の適正化を推進。<厚生労働省></p> <p>e. 級地制度について、地域ごとの最低生活費を測るための適切な指標の検討を行い、速やかに抜本的な見直しを行う。<厚生労働省></p>	→	→	→
		<p>④ 令和3年度の次期生活扶助基準の検証に合わせた年齢、世帯類型、地域実態等を踏まえた真に必要な保護の在り方や更なる自立促進のための施策等、制度全般について予断なく検討し、必要な見直し</p>	→		

社会保障 5. 再生計画の改革工程表の全44項目の着実な推進

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工 程（取組・所管府省、実施時期）	21	22	23
<p>○生活困窮者自立支援制度の利用による就労者及び増収者数【見える化】</p> <p>○就労支援プラン対象者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合【毎年度75%】 （就労した者及び就労による収入が増加した者数/就労支援プラン対象者数。生活困窮者自立支援統計システム）</p> <p>○自立生活のためのプラン作成者のうち、自立に向けての改善が見られた者の割合【2021年度までに90%】 （自立に向けての改善が見られた者数/自立生活のためのプラン作成者数。生活困窮者自立支援統計システム）</p>	<p>○福祉事務所設置自治体による就労準備支援事業及び家計改善支援事業の実施率【見える化】</p> <p>○自立生活のためのプラン作成件数【毎年度年間新規相談件数の50%】 （自立生活のためのプラン作成件数/年間新規相談件数。生活困窮者自立支援統計システム）</p> <p>○自立生活のためのプランに就労支援が盛り込まれた対象者数【毎年度プラン作成件数の60%】 （自立生活のためのプランに就労支援が盛り込まれた対象者数/自立生活のためのプラン作成件数。生活困窮者自立支援統計システム）</p> <p>○自立相談支援事業における生活困窮者の年間新規相談件数【2021年度までに25万件】</p> <p>○自立相談支援機関が他機関・制度へつないだ（連絡・調整や同行等）件数【見える化】</p> <p>○任意の法定事業及び法定外の任意事業の自治体ごとの実施率【見える化】</p>	<p>④③ 生活困窮者自立支援制度の着実な推進</p> <p>a. 改正生活困窮者自立支援法に基づき、就労や家計をはじめとした様々な課題に対応できる包括的な支援体制の整備の推進を図ることにより、自立に向けた意欲の向上や日常生活面・社会生活面の改善を含め、就労・増収等を通じた生活困窮者の自立支援を推進。 その際、本人の希望に応じて求職者支援制度等適切な就労支援施策へ繋ぎ、継続的な支援を実施する。《厚生労働省》</p> <p>b. 新型コロナウイルス感染症の影響も踏まえ、支援ニーズの増加に対する体制強化や支援のICT化を始めとした、生活困窮者自立支援制度の強化を進める。《厚生労働省》</p>	→	→	
—	—	<p>④④ 雇用保険の国庫負担の当面の在り方の検討</p> <p>a. 経済財政運営と改革の基本方針2019も踏まえ、雇用保険料と国庫負担の時限的な引下げの継続等について検討し、必要な措置を講ずる。《厚生労働省》</p>	→		

社会保障 5. 再生計画の改革工程表の全44項目の着実な推進

(再掲)

- ①都道府県ごとの地域医療構想の策定による、医療の「見える化」を踏まえた病床の機能分化・連携の推進（療養病床に係る地域差の是正）（社保-29 i、ii）
- ②慢性期の医療・介護ニーズに対応するサービス提供体制に係る制度上の見直しの検討（社保-29 i）
- ④地域医療構想との整合性の確保や地域間偏在の是正などの観点を踏まえた医師・看護職員等の需給について検討（社保-31）
- ⑤外来医療費について、データに基づき地域差を分析し、重複受診・重複投与・重複検査等の適正化を行いつつ地域差を是正（社保-33 i）
- ⑥地域医療構想と整合的な形で、都道府県ごとに医療費の水準や医療の提供に関する目標を設定する医療費適正化計画を策定。国が27年度中に標準的な算定方式を示す（都道府県別の医療費の差の半減を目指す）（社保-33 i）
- ⑧人生の最終段階における医療の在り方を検討（社保-26）
- ⑨かかりつけ医の普及の観点からの診療報酬上の対応や外来時の定額負担について検討（社保-56）
- ⑩都道府県の行う病床再編や地域差是正の努力を支援するための取組
 - ii 医療費適正化計画の進捗状況等を踏まえた高確法第14条の診療報酬の特例の活用の在り方の検討（社保-33 iii）
 - iv 都道府県の体制・権限の整備の検討（社保-29 i）
- ⑫全ての国民が自ら生活習慣病を中心とした疾病の予防、重症化予防、介護予防、後発医薬品の使用や適切な受療行動をとること等を目指し、特定健診等の受診率向上に取り組みつつ、個人や保険者の取組を促すインセンティブのある仕組みを構築（社保-2、5、6、7）
- ⑭保険者における医療費適正化に向けた取組に対する一層のインセンティブ強化に係る制度設計
 - i 2018年度までに国民健康保険の保険者努力支援制度のメリハリの効いた運用方法の確立（社保-19）
 - ii 国民健康保険料に対する医療費の地域差の一層の反映（社保-45）
 - iii 健康保険組合等の後期高齢者支援金の加算・減算制度の運用面での強化（社保-19）
 - iv 医療保険の審査支払機関の事務費・業務の在り方（社保-39 iii）
- ⑮ヘルスケアポイント付与や保険料への支援になる仕組み等の個人に対するインセンティブ付与による健康づくりや適切な受診行動等の更なる促進（社保-6）
- ⑯セルフメディケーションの推進（社保-15）
- ⑰要介護認定率や一人当たり介護費の地域差を分析し、保険者である市町村による給付費の適正化に向けた取組を一層促す観点からの、制度的な対応も含めて検討（社保-33 i、35、36）
- ⑱高齢者のフレイル対策の推進（社保-7、8）
- ⑲「がん対策加速化プラン」を年内めどに策定し、がん対策の取組を一層推進（社保-4 i、ii）
- ⑳民間事業者も活用した保険者によるデータヘルスの取組について、健康経営の取組との連携も図りつつ、好事例を強力に全国展開（社保-17、18）
- ㉒介護人材の資質の向上と事業経営の規模の拡大やICT・介護ロボットの活用等による介護の生産性向上（社保-39 vi（ICT・介護ロボットの活用）、44 ii（介護助手・保育補助者など多様な人材の活用）、44 iv（事業経営の規模の拡大））

社会保障 5. 再生計画の改革工程表の全44項目の着実な推進

(再掲)

- ⑳ マイナンバー制度のインフラ等を活用した取組
 - i 医療保険のオンライン資格確認の導入（社保-39 i）
 - ii 医療・介護機関等との間の情報連携の促進による患者負担軽減と利便性向上（社保-39 ii）
- ㉑ 世代間・世代内での負担の公平を図り、負担能力に応じた負担を求める観点からの検討
 - ii 医療保険における後期高齢者の窓口負担の在り方（社保-58）
- ㉒ 医療保険、介護保険ともに、マイナンバーの活用等により、金融資産等の保有状況を考慮に入れた負担を求める仕組みについて検討（社保-57）
- ㉓ 公的保険給付の範囲や内容について適正化し、保険料負担の上昇等を抑制するための検討
 - i 次期介護保険制度改革に向け、軽度者に対する生活援助サービス・福祉用具貸与等やその他の給付について、給付の見直しや地域支援事業への移行を含め検討（社保-64（軽度者に対する生活援助サービス））
 - ii 医薬品や医療機器等の保険適用に際して費用対効果を考慮することについて平成28年度診療報酬改定において試行的に導入した上で、速やかに本格的な導入を目指す（社保-51 i）
 - iii 生活習慣病治療薬等について、費用面も含めた処方等の在り方等の検討（社保-53 ii）
 - iv 市販品類似薬に係る保険給付について見直しを検討（社保-59）
- ㉔ 後発医薬品に係る数量シェアの目標達成に向けて安定供給、信頼性の向上、情報提供の充実、診療報酬上の措置など必要な追加的措置を講じる（社保-54）
- ㉕ 後発医薬品の価格等を踏まえた特許の切れた先発医薬品の保険制度による評価の仕組みや在り方等の検討（社保-51 iii）
- ㉖ 基礎的な医薬品の安定供給、創薬に係るイノベーションの推進、真に有効な新薬の適正な評価等を通じた医薬品産業の国際競争力強化に向けた必要な措置の検討（社保-51 iii）
- ㉗ 市場実勢価格を踏まえた薬価の適正化（社保-51 ii）
- ㉘ 薬価改定の在り方について、その頻度を含め検討（社保-51 ii）
- ㉙ 平成28年度診療報酬改定において、保険薬局の収益状況を踏まえつつ、医薬分業の下での調剤技術料・薬学管理料の妥当性、保険薬局の果たしている役割について検証し、調剤報酬について、服薬管理や在宅医療等への貢献度による評価や適正化、患者本意の医薬分業の実現に向けた見直し（社保-52）
- ㉚ 社会保障改革プログラム法等に基づく年金関係の検討
 - ii 短時間労働者に対する被用者保険の適用範囲の拡大（社保-22）
 - iii 高齢期における職業生活の多様性に応じた一人ひとりの状況を踏まえた年金受給の在り方（社保-23）

社会保障 5. 再生計画の改革工程表の全44項目の着実な推進

(再掲)

- ⑫令和3年度の次期生活扶助基準の検証に合わせた年齢、世帯類型、地域実態等を踏まえた真に必要な保護の在り方や更なる自立促進のための施策等、制度全般について予断なく検討し、必要な見直し
- a生活保護からの就労・増収等を通じた脱却を促進するため、就労支援を着実に実施しつつ、各種制度について、効率的かつ効果的なものとなるよう、就労意欲の向上の観点等を踏まえて不断に見直し、生活保護制度の適正化を推進（社保-40a）
- b級地制度について、地域ごとの最低生活費を測るための適切な指標の検討を行い、速やかに抜本的な見直しを行う（社保-41e）

2. 社会資本整備等

政策目標 社会資本整備等 1. 公共投資における効率化・重点化と担い手確保

公共投資における効率化・重点化と担い手を確保するため、i-Constructionの推進、中長期的な担い手確保に向けた取組、費用便益分析、効率的・効果的な老朽化対策等に取り組む。
 ・i-Constructionについて、調査・測量から設計、施工、検査、維持管理・更新までの全ての建設生産プロセスにおける建設現場の生産性を2025年度までに2割向上することを目指す。
 ・また、インフラメンテナンスについて、予防保全型のメンテナンスの推進等により、中長期のトータルコストの抑制を目指す。

KPI 第2階層	KPI 第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）	21	22	23
<p>○ICT土工の実施率(直轄事業)：毎年度増加 [実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる]</p>	<p>○ICTの活用対象：橋梁・トンネル・ダム工事や維持管理を含む全てのプロセスに拡大</p>	<p>1. ICTの活用 (i-Constructionの推進)</p> <p>a. ICT活用工種について、構造物工、路盤工、海上地盤改良工（床掘工、置換工）に拡大するとともに、これにより取得される3次元データを活用することで維持管理分野の効率化を図る。また、大規模構造物における全ての詳細設計でBIM/CIMを原則適用とするなど建設現場の生産性向上を図る。ICTの更なる活用に向けたロードマップを策定する。《国土交通省》</p> <p>b. 大規模構造物における全ての詳細設計・工事でBIM/CIMを原則適用とする。《国土交通省》</p> <p>c. 小規模を除く全ての公共工事においてBIM/CIMを原則適用とする。《国土交通省》</p> <p>d. 中小建設業、地方公共団体へのICT施工の普及拡大に向けて、実態を踏まえた積算基準の適正化、経営者向け講習会の実施、業界全体でICT施工未経験企業へのアドバイスを行う人材・組織の育成の取組等を推進する。《国土交通省》</p>	<p>→</p>	<p>→</p>	<p>→</p>

社会資本整備等 1. 公共投資における効率化・重点化と担い手確保

KPI第2階層	KPI第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）	21	22	23
<p>○データプラットフォームの活用累積件数：毎年度増加 [実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる]</p>	<p>○インフラ・データプラットフォームと連携する累積データベース数：毎年度増加 [実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる]</p>	<p>2. インフラデータの有効活用（i-Constructionの推進）</p> <p>（データプラットフォーム）</p> <p>a. 国・自治体・民間が保有する国土・経済活動・自然現象に関するデータと連携したプラットフォームを構築。《国土交通省》</p> <p>b. 具体的な活用事例の検討と利用者のニーズを踏まえつつ、関係省庁等と連携し、データ連携の更なる拡大、要素技術の開発・実装を行う。《国土交通省》</p> <p>（研究開発の推進）</p> <p>a. 官民研究開発投資拡大プログラム（PRISM）を推進し、民間研究開発投資誘発効果が高い領域等へ各省施策を誘導する。（2020年度は国土交通データプラットフォームに対して予算を配分）《内閣府》</p>	<p>→</p>	<p>→</p>	<p>→</p>
<p>○4～6月期の平均稼働件数と当該年度の平均稼働件数の比率：目標設定はせずモニターする [実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる]</p>	<p>○地域単位での発注見通しの統合・公表に参加する団体の割合：2020年度末までに100% [取組のフォローアップ等を踏まえ、新たなKPIを検討]</p>	<p>3. 施工時期の平準化（i-Constructionの推進）</p> <p>a. 債務負担行為の積極的活用などを通じて、国・都道府県・市町村が連携して施工時期の平準化に取り組む。また、全ての地方公共団体における平準化率と具体的取組状況の公表を通じて自主的な取組を促すとともに、平準化が進んでいない団体に対しては継続してフォローアップを実施する。《国土交通省》</p>	<p>→</p>	<p></p>	<p></p>

社会資本整備等 1. 公共投資における効率化・重点化と担い手確保

KPI第2階層	KPI第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）	21	22	23
<p>○建設技能者の処遇改善を図りつつ、建設市場の労働需要に応えられる建設技能者の確保（下記の3つの指標）：目標は設定せず、建設技能者に係る各種指標をモニターする〔実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる〕</p> <p>「労働力調査」から算定する技能者数</p> <p>「学校基本調査」から算定する入職数</p> <p>「賃金構造基本統計調査」から算定する男性生産労働者年間賃金支給額</p>	<p>○建設業許可業者の社会保険への加入率：2025年度までできるだけ早期に100%</p>	<p>4. 中長期的な担い手の確保</p> <p>（技能労働者の処遇改善）</p> <p>a. 2020年10月1日以降、建設業の許可・更新の要件として社会保険の加入が追加されたため、KPI第1階層の達成状況やこれまでの取組状況のフォローアップを行い、技能労働者の更なる処遇改善に向けた取組を実施する。《国土交通省》</p>	→		
	<p>○国及び都道府県における週休2日工事の導入：2020年度までに100%</p>	<p>（働き方改革）</p> <p>a. 2020年7月に中央建設業審議会において作成・勧告した「工期に関する基準」について、公共工事・民間工事を問わず、引き続きその周知を図るとともに、新・担い手3法の施行により、2020年10月以降、著しく短い工期による請負契約の締結が禁止されたことも踏まえ、引き続きKPI第1階層の達成状況やこれまでの取組状況のフォローアップを行い、働き方改革を通じた担い手の更なる入職・定着に向けた取組を進める。《国土交通省》</p>	→		
	<p>○国・都道府県・市町村における建設キャリアアップシステム活用工事の導入：2023年度末までに国並びに全ての都道府県及び市町村が建設キャリアアップシステムを活用する工事を導入</p>	<p>（人材育成）</p> <p>a. 2019年度から運用を開始した「建設キャリアアップシステム」への加入を促進するため、官民一体となって、現場でのカードリーダー等の設置による建設技能者の就業履歴を確実に蓄積できる措置を進めていくとともに、能力評価制度の普及・拡大や同システムの活用促進に向けた取組を進める。《国土交通省》</p>	→		
	<p>○女性の入職者数に対する離職者数の割合：前年度比で低下</p>	<p>b. 建設業従事者の処遇改善等に向けた取組を推進するとともに建設業の魅力発信のため広報・教育活動の充実等を図り、建設業の担い手確保を積極的に推進する。特に、「女性の定着促進に向けた建設産業行動計画（2020年1月策定）」を踏まえ、女性技術者・技能者の活躍の定着に向けた取組を進める。《国土交通省》</p>	→		
	<p>○入職者に占める女性の割合：前年度比で上昇</p>				

社会資本整備等 1. 公共投資における効率化・重点化と担い手確保

KPI第2階層	KPI第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）	21	22	23
<p>○社会資本整備重点計画において設定されている重点施策の達成状況を測定するための指標と同じ</p>	<p>○「政策評価に関する基本計画」に定められた評価対象となる個別公共事業の事前評価・事後評価の実施率（直轄事業・補助事業）：100%</p>	<p>5. 重点プロジェクトの明確化</p> <p>（ストック効果の把握）</p> <p>a. 事業実施後に、ストック効果の発現状況を定量的・客観的に効果を把握し、見える化するとともに、事業の改善点などの工夫・教訓をアーカイブ化する取組を進め、これらの知見を今後の事業実施に活用する。《関係省庁》</p> <p>（公共事業における事業評価）</p> <p>a. 評価対象事業に関する効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るとともに、有識者委員会等における議論を踏まえた事業評価手法の改善を進め、適切に事業評価を実施する。《関係省庁》</p>	<p>→</p> <p>→</p>		
<p>—</p>	<p>—</p>	<p>（交付金事業・補助事業）</p> <p>a. 地方公共団体におけるより効果的な取組を促進するよう、一定の線引きを行った上でのB/Cの算出の要件化や定量的指標の設定と達成状況等の見える化など、政策目的の実現性を評価する取組を進めるとともに、取組状況をフォローアップする。《関係省庁》</p>	<p>→</p>		

社会資本整備等 1. 公共投資における効率化・重点化と担い手確保

KPI第2階層	KPI第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）	21	22	23
<p>○包括的民間委託を導入した累積自治体数：毎年度増加 [実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる]</p>	<p>○インフラメンテナンス国民会議に参加する自治体数：毎年度増加</p>	<p>6. 効率的・効果的な老朽化対策の推進</p> <p>（包括的民間委託）</p> <p>a. 包括的民間委託に関する検討会において、包括的民間委託のケーススタディを行い、検討結果をインフラメンテナンス国民会議も活用しながら全国展開し、包括的民間委託の更なる導入を促進する。《国土交通省》</p> <p>b. 包括的民間委託のグッドプラクティス集を作成する。《国土交通省》</p>	→	→	
<p>○国内の重要インフラ・老朽化インフラの点検・診断などの業務において、一定の技術水準を満たしたロボットやセンサーなどの新技術等を導入している施設管理者の割合：2030年までに100%</p>	<p>○新技術の現場試行累積数：毎年度増加 [実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる]</p>	<p>（新技術導入促進による業務効率化）</p> <p>a. インフラメンテナンス国民会議等における現場試行・実装化と横展開を継続するとともに、得られた知見をもとに更なる新技術の導入に係るガイドライン等を作成する。点検要領やガイドライン、事例集の充実等により新技術の普及促進を図るとともに、維持管理に関する情報のデータベース整備による業務効率化を図る。《関係省庁》</p>	→		
-	<p>○インフラメンテナンス国民会議に参加する会員数：2020年末までに2,000者</p>	<p>（インフラメンテナンス国民会議）</p> <p>a. インフラメンテナンス国民会議において、インフラメンテナンス大賞の周知を図るなどの先進・優良事例の全国展開を図るとともに、会員のニーズを踏まえ、関係省庁の様々な分野をインフラメンテナンス国民会議で取扱うなど、国民会議の内容充実を図る。《関係省庁》</p>	→		
-	-	<p>（インフラ長寿命化計画の見直し）</p> <p>a. 2020年度中にインフラ長寿命化計画のフォローアップを行った上で、その結果を踏まえつつ、予防保全型の老朽化対策を推進するために必要な具体策を盛り込んだ新計画を策定し、2021年度以降は、新計画に基づく老朽化対策を推進する。 （具体策は、例えば、新技術の更なる導入促進方策、データの更なる利活用方策、技術系職員不足を踏まえた対応策など） 《関係省庁》</p>	→		

社会資本整備等 1. 公共投資における効率化・重点化と担い手確保

KPI第2階層	KPI第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）	21	22	23
<p>○措置が必要な施設の修繕率：毎年度上昇【実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる】</p>	<p>○施設の点検の実施率：分野毎に定める点検の実施期間中に100%</p>	<p>6. 効率的・効果的な老朽化対策の推進</p> <p>（予防保全型の老朽化対策への転換）</p> <p>a. インフラ長寿命化計画及び個別施設計画に基づくインフラの定期的な点検・診断、必要な修繕等の実施によりメンテナンスのPDCAサイクル（メンテナンスサイクル）を確立・実行し、予防保全型の老朽化対策へ早期に転換する。また、関係省庁は、毎年度、地方公共団体を含めたその実行状況を把握・公表、データの蓄積・活用により、必要な支援を行う。《関係省庁》</p>	→		
<p>○総合管理計画において効率化の効果を含めたインフラ維持管理・更新費見通しを公表した累積地方自治体数：毎年度増加【実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる】</p>	<p>○インフラ所管省による効率化の効果を含めたインフラ維持管理・更新費見通しの公表：2020年度末までに100%</p>	<p>7. インフラ維持管理・更新費見通しの公表</p> <p>（総合管理計画）</p> <p>a. 公共施設等総合管理計画の主たる内容をまとめた一覧表において、効率化の効果を含めたインフラ維持管理・更新費見通しを見える化し、随時情報を更新するとともに、地方自治体が個別施設計画の内容を踏まえて維持管理・更新費見通しの見直しを行うように促す。《総務省》</p> <p>（学校施設、社会教育施設、文化施設、スポーツ施設、水道、福祉施設、医療施設、農業水利施設、農道、農業集落排水施設、林道施設、治山施設、地すべり防止施設、漁港施設、漁場の施設、漁業集落環境施設、道路（橋梁）、道路（トンネル）、河川、ダム、砂防、海岸、下水道、港湾、空港、鉄道、自動車道、航路標識、公園、公営住宅、官庁施設、一般廃棄物処理施設）</p> <p>a. 2020年度末までに効率化の効果を含めたインフラ維持管理・更新費見通しを公表する（一部公表済み）。《関係省庁》</p> <p>b. 地方自治体による効率化の効果を含めたインフラ維持管理・更新費見通しの公表に向け、2021年度までに標準的な算定方法や先進事例を示すなどの支援を行う。《関係省庁》</p>	→		→

社会資本整備等 1. 公共投資における効率化・重点化と担い手確保

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）	21	22	23
<p>○施設の集約化・複合化等の計画数・実施数：進捗状況をモニターする〔実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる〕</p>	<p>○個別施設計画の策定率：2020年度末までに100%</p> <p>○総合管理計画の見直し策定率：2021年度末までに100%</p>	<p>8. 総合管理計画・個別施設計画の策定支援</p> <p>a. 個別施設計画の策定が遅れている分野については、原因の分析を行った上で、2020年度末策定に向けた支援を引き続き行う。《関係省庁》</p> <p>b. 2020年度末までに策定予定の個別施設計画の内容充実・更新を行う。《関係省庁》</p> <p>c. 2021年度末までの総合管理計画の見直しに向け、地方自治体に対し、見直しに当たっての留意点等を改めて周知するとともに、新たな支援策を講じる。《総務省》</p> <p>d. 地域における施設の集約化・複合化が進む取組に対する支援を2021年度までに実施する。《関係省庁》</p>	→	→	→
		<p>9. 総合管理計画・個別施設計画の見える化・横展開</p> <p>（総合管理計画）</p> <p>a. 公共施設等総合管理計画の主たる内容をまとめた一覧表について、見える化の内容の更なる充実を図ることにより、総合管理計画の充実や計画の実行を推進する。《総務省》</p> <p>（学校施設、社会教育施設、文化施設、スポーツ施設、水道、福祉施設、医療施設、農業水利施設、農道、農業集落排水施設、林道施設、治山施設、地すべり防止施設、漁港施設、漁場の施設、漁業集落環境施設、道路（橋梁）、道路（トンネル）、河川、ダム、砂防、海岸、下水道、港湾、空港、鉄道、自動車道、航路標識、公園、公営住宅、一般廃棄物処理施設）</p> <p>a. 2020年度までに公表する個別施設計画の主たる内容をまとめた一覧表について、その見える化の内容の充実を図るとともに、先進・優良事例の横展開等により、個別施設計画の策定・充実、計画の実行を推進する。《関係省庁》</p> <p>※見える化の内容としては、原則、施設数、施設の老朽化状況（供用年数、健全性）、計画の策定年度・公表の有無・計画期間、維持管理・更新の方針などとし、施設毎の特性に応じて、各省庁において適切に判断する。</p> <p>（総合管理計画・個別施設計画の策定状況）</p> <p>a. 総合管理計画及び全ての個別施設計画の策定状況を記載した一覧表について、情報を更新する。《内閣官房、関係省庁》</p>	→	→	→

民間の資金・ノウハウを最大限活用するとともに、公的負担の最小化を図るため、「PPP/RFI推進アクションプラン」に基づき、多様なPPP/RFIの活用を重点的に推進するとともに、地方公共団体等がPPP/RFIに取り組みやすい方策等を講じる。
 ・これらにより、2013年度～2022年度の10年間のPPP/RFIの事業規模（契約期間中の総収入）21兆円を目指す。

KPI第2階層	KPI第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）	21	22	23
<p>○コンセッション事業、収益型事業及び公的不動産利活用事業の導入件数：「PPP/RFI推進アクションプラン」に定める目標と同じ</p>	<p>○優先的検討規程に基づき新たなPPP/RFI事業の検討を実施した団体数：2022年度末までに181団体</p> <p>○地域プラットフォーム（ブロックプラットフォームを含む）を活用してPPP/RFI事業の導入可能性調査等を実施した地方公共団体数：2018年度～2020年度に200団体</p> <p>○地域プラットフォーム（ブロックプラットフォームを含む）に参画する地方公共団体数：2018年度～2020年度に600団体</p>	<p>10. PPP/RFI推進アクションプランの推進</p> <p>（PPP/RFI推進アクションプラン等）</p> <p>a. 施策の進捗状況等のフォローアップを行い、現状の把握と課題の検討をし、必要に応じてアクションプランを見直すことにより、PPP/RFIの更なる推進を図る。特に、専門的な人材の活用推進や初期財政負担支援など地方公共団体の取組が加速するようなインセンティブを強化するとともに、人口20万人未満の自治体へのPPP/RFIの導入が加速する方策等の措置を講じる。《関係省庁》</p> <p>b. 各取組の方針（実施時期やKPI設定の検討等を含む）については、民間資金等活用事業推進委員会等の議論を踏まえて具体化し、2021年6月頃公表予定のPPP/RFI推進アクションプラン（令和3年改定版）において明示する。《関係省庁》</p> <p>（水道）</p> <p>a. 改正水道法による新たな許可制度を適切に運用し、具体的な検討を進めている地方公共団体に対する支援を継続するとともに、先進的な取組を進めている地方公共団体のノウハウを横展開する。また、地方公共団体において今後の経営のあり方の検討が進むよう支援する。《厚生労働省》</p> <p>（下水道）</p> <p>a. 具体的な検討を進めている地方公共団体に対する個別支援を継続する。また、先進的な取組を進めている地方公共団体のノウハウを横展開するとともに、PPP/RFI導入の成果について周知する。《国土交通省》</p>	<p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p>		

社会資本整備等 2. PPP/PFIの推進

KPI第2階層	KPI第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）	21	22	23
<p>○コンセッション事業、収益型事業及び公的不動産利活用事業の導入件数：「PPP/PFI推進アクションプラン」に定める目標と同じ</p>	<p>○優先的検討規程に基づき新たなPPP/PFI事業の検討を実施した団体数：2022年度末までに181団体</p> <p>○地域プラットフォーム（ブロックプラットフォームを含む）を活用してPPP/PFI事業の導入可能性調査等を実施した地方公共団体数：2018年度～2020年度に200団体</p> <p>○地域プラットフォーム（ブロックプラットフォームを含む）に参画する地方公共団体数：2018年度～2020年度に600団体</p>	<p>10. PPP/PFI推進アクションプランの推進</p> <p>（空港）</p> <p>a. 広島空港について、コンセッションによる運営を開始する。《国土交通省》</p> <p>b. PPP/PFI推進アクションプランに掲げられた措置等により、空港コンセッションの導入を促進する。《国土交通省》</p> <p>（交付金・補助金事業）</p> <p>a. 公営住宅、下水道、都市公園、廃棄物処理施設、浄化槽、集落排水について、交付金事業の実施又は補助金採択の際、PPP/PFIの一部要件化の実施・適用を行うとともに、その他の事業についても、一部要件化の検討を行う。《関係省庁》</p>	<p>→</p> <p>→</p> <p>→</p>		
	<p>○優先的検討規程に基づき新たなPPP/PFI事業の検討を実施した団体数：2022年度末までに181団体</p>	<p>11. 優先的検討規程の策定・運用</p> <p>a. 優先的検討規程の策定・運用状況の「見える化」、フォローアップ等を通じた人口規模に応じた課題・ノウハウの抽出と横展開により、①策定済の団体における的確な運用、②人口20万人以上で未策定の地方公共団体における速やかな策定、③地域の実情や運用状況、先行事例を踏まえ、人口20万人未満の地方公共団体への導入促進が加速する方策等の措置を講じる。《内閣府、総務省、関係省庁》</p>	<p>→</p>		

社会資本整備等 2. PPP/PFIの推進

KPI第2階層	KPI第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）	21	22	23	
<p>○コンセッション事業、収益型事業及び公的不動産利活用事業の導入件数：「PPP/PFI推進アクションプラン」に定める目標と同じ</p>	<p>○地域プラットフォーム（ブロックプラットフォームを含む）を活用してPPP/PFI事業の導入可能性調査等を実施した地方公共団体数：2018年度～2020年度に200団体</p> <p>○地域プラットフォーム（ブロックプラットフォームを含む）に参画する地方公共団体数：2018年度～2020年度に600団体</p>	<p>12. PPP/PFI推進のための地方公共団体への支援</p> <p>（地域プラットフォーム）</p> <p>a. 地域プラットフォーム（ブロックプラットフォーム及び協定プラットフォーム）の拡大及び継続的な活動を支援し、地域活性化に資するPPP/PFIの推進を図る。あわせて、地域プラットフォームの運用マニュアルの充実を図るとともに、専門家の派遣や地方公共団体職員・地域事業者向けの研修・セミナーの実施等による人材育成、市町村長との意見交換、官民対話の機会の創出等により、PPP/PFIの具体的案件形成を促進する。《内閣府、国土交通省、関係省庁》</p> <p>（ワンストップ窓口）</p> <p>a. 改正PFI法で創設されたワンストップ窓口制度やPFI推進機構による助言機能の活用により支援を行うとともに、これまでの相談内容の分析と現状課題の把握を踏まえ、地方公共団体等へよりの確な支援を行い、PPP/PFIの更なる推進を図る。《内閣府、関係省庁》</p> <p>（人口20万人未満の地方公共団体への対応）</p> <p>a. 「PPP/PFI導入可能性調査簡易化マニュアル」の周知、初期財政負担支援等により地方公共団体の負担軽減を図るとともに、優先的検討規程の運用支援等を行う。さらに、人口20万人未満の地方公共団体へのPPP/PFIの導入が加速する方策等の措置を講じる。《内閣府、関係省庁》</p> <p>（キャッシュフローを生み出しにくいインフラ）</p> <p>a. キャッシュフローを生み出しにくいインフラについて、海外事例等も参考にしつつ、モデル事業の実施などの財政的支援及びガイドラインや事例集等の策定・周知などの導入支援を行う。《内閣府、関係省庁》</p>	→			

政策目標 社会資本整備等 3. 新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

新しい時代に対応したまちづくりを促進するためには、コンパクト・プラス・ネットワークの推進に向けた政策手段の強化とデジタル化の推進に向けた新技術を活用する取組を一体となって進める必要がある。このため、政令指定都市及び中核市等を中心に多核連携の核となるスマートシティを強力に推進し、企業の進出、若年層が就労・居住しやすい環境を整備するとともに、立地適正化計画及び地域公共交通計画の作成促進や策定された計画の実現を通じ、まちづくりと公共交通体系の見直しを一体的に進める。併せて、所有者不明土地対策等を推進する。

①社会のDX化による地域サービス等の進展や新技術活用による新たな価値創出に資する基盤を構築するとともに、都市マネジメント高度化等による社会課題解決を目指す取組への民間企業・市民の参画状況を向上させる。結果として、住民満足度の向上、産業の活性化、グリーン化の実現など社会的価値、経済的価値、環境的価値等を高める多様で持続可能な都市が各地に形成され、国内外に紹介できる優良事例を創出する。

②市町村の全人口に対して、居住誘導区域内に居住している人口の占める割合が増加している市町村数を、2024年度末までに評価対象都市の2/3とすることを旨とする。

KPI 第2階層	KPI 第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）	21	22	23
<p>○都市OS（データ連携基盤）上で構築されたサービスの種類数 社会領域（電子政府、防災、防犯、医療、介護、教育、交通等） 経済領域（観光、農林水産業、商業等） 環境領域（エネルギー等） ：毎年度増加〔実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる〕</p>	<p>○都市OS（データ連携基盤）の導入数：2025年度までに100地域 ○自治体データプラットフォームとの連携数：毎年度増加〔実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる〕 ○スマートシティサービスの運営組織数：毎年度増加〔実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる〕</p>	<p>13. スマートシティの推進</p> <p>（データ連携の推進）</p> <p>a. スマートシティリファレンスアーキテクチャ（ガイドライン）に基づき、各府省のスマートシティ関係事業を実施する。</p> <p>b. 各府省のスマートシティ関係事業のうち、地方公共団体が都市OS（データ連携基盤）を整備する際は、リファレンスアーキテクチャを参照し、相互運用性や拡張性を担保することを採択要件にする。</p> <p>c. 「スーパーシティ・スマートシティにおけるデータ連携等に関する検討会」を通じて、データやシステムの相互接続性などに考慮した、スーパーシティにおいて実装するデータ連携基盤の要件を整理する。</p> <p>d. スーパーシティにおいて構築されたデータ連携基盤に基づき、スマートシティにおけるサービスの実装・運用をさらに推進する。</p> <p>e. 自治体データプラットフォームとスマートシティの都市OS（データ連携基盤）の連携モデルを構築し、課題を整理する。</p> <p>f. 自治体データプラットフォームと都市OS（データ連携基盤）の連携モデルをもとに、スマートシティの都市OS（データ連携基盤）の横展開を進める。</p> <p>g. 官民連携プラットフォームにおける普及推進活動等を通じて、参加会員・オブザーバー数を向上させるとともに連携させる官民データの量が増加するよう、スマートシティリファレンスアーキテクチャ（ガイドライン）の普及・定着を推進する。</p> <p>h. KPI指標の数値を調査、分析、妥当性の検討を行い、必要に応じてKPI指標を見直す。</p>	<p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p>	<p></p> <p></p> <p></p> <p></p> <p></p> <p></p> <p></p> <p></p>	<p></p> <p></p> <p></p> <p></p> <p></p> <p></p> <p></p> <p></p>

社会資本整備等 3. 新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）	21	22	23
<p>○都市OS（データ連携基盤）を活用してサービスを提供するユーザ数：毎年度増加 [実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる]</p>	<p>○スマートシティの連携事例数：毎年度増加 [実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる]</p> <p>○技術の実装をした自治体・地域団体数：2025年度までに実装地域数100</p>	<p>13. スマートシティの推進</p> <p>（官民連携・住民参加の推進）</p> <p>a. スマートシティの普及に向けて、政府内の推進体制を強化する。</p> <p>b. 関係府省等が連携して、これまでの知見を活用しつつ、ハンズオン支援の実施により、モデル事業等を推進する。</p> <p>c. 官民連携プラットフォームを通じて、データ利活用・脱炭素化等の成功モデルの横展開の促進、自治体と民間企業のマッチング支援を行う。</p> <p>d. 官民連携プラットフォームにおける普及推進活動等を通じて、制度・運用上の課題を解決するために必要な措置を講じる。</p> <p>e. 官民連携プラットフォームを通じて、住民が参画するスマートシティの取組を促すため、他分野での参加促進・理解醸成の取組（リビングラボ等）も参考に普及展開活動を行う。</p> <p>f. スマートシティガイドブック（2020年度作成）に基づき、取組の意義や進め方、定義等の普及展開を行う。</p> <p>g. 政令指定都市・中核市等におけるスマートシティの実証の取組を通じ、広域での連携や、都市間の連携による相互運用を行うに当たっての課題検討を行う。</p> <p>h. 上記に加え、スマートシティを普及させるに当たっての課題を整理し、制度・運用上の見直しを行う。</p> <p>i. 「グローバル・スマートシティ・アライアンス」や「日ASEANスマートシティ・ネットワーク・ハイレベル会合」等を通じて、得られた成果を海外にも展開し、海外の都市との間でも相互に知見を共有する。</p> <p>j. 自治体や民間企業、特に住民が参画した事例のモデルづくりを進める。</p> <p>k. K P I 指標の数値を調査、分析、妥当性の検討を行い、必要に応じてK P I 指標を見直す。</p>	<p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p>		
<p>○スマートシティに取組む自治体および民間企業・地域団体の数（官民連携プラットフォームの会員・オブザーバ数）：2025年度までに1000団体</p>	<p>○政府および自治体による、民間企業や住民等への広報活動の実績：毎年度増加 [実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる]</p>		<p>→</p> <p>→</p> <p>→</p>		

社会資本整備等 3. 新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）	21	22	23
<p>○大学等の取組を通じ、社会課題解決・まちづくり活動に参画した市民／関係人口の数：毎年度増加 [実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる]</p>	<p>○大学等における地域貢献・社会課題解決に関する普及促進活動数：毎年度増加 [実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる]</p>	<p>13. スマートシティの推進</p> <p>（人材育成）</p> <p>a. リカレント教育等を通じてデータリテラシーを高めるため、大学等と連携して、スマートシティの創出・運用に必要な人材の育成・確保を図る。</p> <p>b. 教育機関における地域貢献・社会課題解決に関する活動においてスマートシティに関する取り組み方の普及促進を進める。</p> <p>c. スマートシティの先導人材を育成するプログラムを作成する。</p> <p>d. スマートシティの先導人材を育成するプログラムを運用する。</p> <p>e. スマートシティの先導人材を育成するプログラムによって誕生した人材を中心としたスマートシティプログラムの企画設計をフォローしながら、新たな専門人材、実務人材の育成を図る。</p> <p>f. K P I 指標の数値を調査、分析、妥当性の検討を行い、必要に応じてK P I 指標を見直す。</p> <p>《スマートシティタスクフォース（内閣官房、内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、警察庁、金融庁）》</p>	<p>→</p>	<p>→</p>	<p>→</p>
<p>○スマートシティ構築を先導する人材数：毎年度増加 [実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる]</p>	<p>○スマートシティの人材育成プログラムの受講者数：毎年度増加 [実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる]</p>				

社会資本整備等 3. 新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）	21	22	23
<p>○立地適正化計画に位置付けられた誘導施設について、市町村全域に存する当該施設数に対して、都市機能誘導区域内に立地する当該施設数の占める割合が維持又は増加している市町村数：2024年度末までに評価対象都市の2/3</p>	<p>○立地適正化計画を作成した市町村数：2024年度末までに600市町村</p> <p>○立地適正化計画を地域公共交通計画と併せて策定した市町村数：2024年度末までに400市町村</p>	<p>1 4. 立地適正化計画の作成・実施の促進</p> <p>（計画に対する予算措置等による支援）</p> <p>a. 予算措置等により市町村の計画作成を支援する。</p> <p>b. まちのマネジメントの広域化・自治体間連携などの観点も含め、現地訪問や計画相互の比較検証を通じたコンサルティングを継続的に実施することで計画の質を向上させるとともに、まちづくり分野と公共交通分野との連携強化に取り組み、立地適正化計画及び地域公共交通計画を一体的に策定するよう相互に働きかける。</p> <p>c. 立地適正化計画の策定支援に関する補助金交付に当たって、地域公共交通計画を作成していない市町村にあつては、その検討を引き続き交付要件とするとともに、両計画それぞれの策定に係る手引きに、両計画を併せて作成することの重要性を明記し、その周知を図る。</p> <p>d. 計画に基づく誘導施設や公共交通ネットワークの整備等について、予算措置等により市町村の取組を支援する。</p> <p>e. 国土交通省ウェブサイトの充実を図り、国の支援措置等をわかりやすく情報提供する。</p> <p>（支援策等の充実）</p> <p>a. 市町村の課題・ニーズに即した支援施策の充実を図るとともに、コンパクトシティに関連する支援措置等を一覧できる支援施策集を更新し、市町村に情報提供を行う。</p> <p>b. まちづくりに関連する支援施策について、コンパクト・プラス・ネットワークの形成に資するものへの重点化を推進する。</p> <p>c. 2015年から2030年までに人口が2割以上減少する見込みの自治体のうち都市計画区域を有するものについては、計画作成に向けた進捗状況を定期的に把握するとともに、積極的に相談に応じるなど、自治体の事情を踏まえたきめ細やかな対応を実施する。</p>	<p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p>		

社会資本整備等 3. 新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）	21	22	23
<p>○立地適正化計画に位置付けられた誘導施設について、市町村全域に存する当該施設数に対して、都市機能誘導区域内に立地する当該施設数の占める割合が維持又は増加している市町村数：2024年度末までに評価対象都市の2/3</p>	<p>○立地適正化計画を作成した市町村数：2024年度末までに600市町村</p> <p>○立地適正化計画を地域公共交通計画と併せて策定した市町村数：2024年度末までに400市町村</p>	<p>1 4. 立地適正化計画の作成・実施の促進</p> <p>（モデル都市の形成・横展開）</p> <p>a. 都市の規模やまちづくりの重点テーマに応じたモデル都市の形成を図り、横展開を推進する。</p> <p>b. 過去の取組事例について、効果、課題などを分析し、市町村と共有、必要に応じて支援施策を見直す。</p> <p>c. 国土交通省ウェブサイトの充実を図り、市町村の取組状況等をわかりやすく情報提供する。</p> <p>（都市計画に関するデータの利用環境の充実）</p> <p>a. 都市計画情報のオープンデータ化に向けたガイドラインや3D都市モデルの構築・更新に係るマニュアル等の継続的な周知や全国での研修会の実施など、地方公共団体等の実務担当者に対して必要な支援を行うことにより、都市計画情報の利活用を促進する。</p> <p>（効果的な評価指標設定の啓発）</p> <p>a. コンパクトシティ化による多様な効用を明らかにするため、都市構造の評価に関するハンドブック等の継続的な周知など地方公共団体等の実務担当者に対して必要な支援を行い、指標の活用を推進する。</p> <p>（スマート・プランニングの推進）</p> <p>a. 人の属性ごとの行動データの把握に関する分析手法について、複数都市での検証を通じて、多様な施策の評価が可能となる高度なシステムへ改良する。</p> <p>b. 「スマート・プランニング研究小委員会」と連携し、セミナーや勉強会を通じて、分析手法の普及を図る。</p> <p>（立地適正化計画制度の更なる改善）</p> <p>a. 災害ハザードエリアの居住誘導区域からの除外の徹底、立地適正化計画に居住誘導区域内の防災対策を記載する「防災指針」、災害ハザードエリアからの移転の促進など、改正都市再生特別措置法等の周知を図りつつ、立地適正化計画の制度・運用の更なる改善等のために必要な措置を講じる。</p> <p>《国土交通省》 《コンパクトシティ形成支援チーム（国土交通省、内閣官房、復興庁、総務省、財務省、金融庁、文部科学省、厚生労働省、農林産省、経済産業省、環境省）》</p>	<p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p>		